

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	横浜植物防疫所業務部本船貨物担当
部署の業務内容	貨物として輸入される植物類の検査など

項 目			対応は 十分か	点 検 結 果 の 概 要
基本的 な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	月例会等の場において、外部から照会があった際には親切・丁寧な対応をとることを確認するとともに、外部からの問合せ内容とその対応状況については、防疫所内ネット(PPS-LAN)に掲載し、どのように対応したかフォローするとともに、植物防疫所の職員間で情報を共有している。 当方からの回答に対し、照会者から御礼の返事(返信メール等)があることから、当方の取り組みが適切であると考えている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	-	国民から苦情や要請等があった場合には改善情報が得られる機会と考え対応しているが、これまで不誠実との批判を受けた事例はない。苦情や要請を受けた場合には、統括植物検疫官もしくは次席植物検疫官がそれらの内容を聞き、問題点を整理して対応するルールとしているが、明文化はされていないので明文化する必要があると認識。 今後、電子メール等で対応している事例について、職員が情報を共有できるような閲覧システムを検討する。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	-	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	-	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	新たな取り組みを実施する際には、ホームページに情報を掲載するとともに、適宜説明会を開催している、また、植物検疫適正化啓発強化月間を設定し(毎年4月と10月)、植物検疫の理解を深めるための集い等を実施している。それらの取り組みが適切であるか否かの評価は不明である。 新制度導入時の説明会において出された意見等を施策に反映する方法についてはルール化していない。なお、説明会時に出された意見が放置され不誠実との批判を受けた事例はない。 今後、説明会開催時には、参加目的等を尋ねるアンケートを行い、国民の意識を確認し、以後の業務に反映させる。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	-	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	-	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	-	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	-	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	-	植物検疫は農業生産者、消費者、輸入業者、通関代理店等の利害に影響を及ぼすものであると理解している。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	-	

項 目			対応は 十分か	点 検 結 果 の 概 要
食の安全業務 についての点 検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	業務の中には食の安全に関連する事項があると考えている。
	業務の 見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	BSE発生以前から業務の見直しを行っているが、見直しは必要に応じ行われており、定期的な検証とはなっていない。 植物検疫は我が国の農業生産の安全と助長を図ることを目的としており、担当の業務は国内農業生産の安定をもって、国民の健康を守ることができる。 また、消毒等の作業実施者に講習を行い、危害防止に努めている。 植物検疫で運用されている措置は、病害虫の生態等技術的な知見に基づいていると理解。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	×	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生 of 未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	-	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	-	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	-	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	-	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	-	
	影響可能性の 確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	-	

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお 寄せいただいた ご意見の業務へ の反映	農産物（特に有機栽培）の輸入検査の結果、合格した場合にはその証明をしてほしい。		関係規則が改正され、植物防疫官は輸入者又は管理者から情報提供を求められた場合には、合格理由書を提供している。